

メキシコ商標法について



作成 2016年 4月19日
改訂 2019年 1月21日

0. はじめに



(外務省 HP - 地域別インデックスより引用)

日本とメキシコは2010年に交流400周年を迎えており、日本メキシコ経済連携協定(EPA)に関しては今年で締結されてから11年目となる。日本からメキシコへの企業進出も年々増加しており、それに伴いメキシコ国内での商標登録の必要性も高まっている。

メキシコは多数の経済・知財関連の二国間協定を締結しており、また模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)交渉にも参加していることから、知財制度の国際化を積極的に図っていると推測することができる。

メキシコ国内の商標を管轄するのはメキシコ産業財産庁 Mexican Institute of Industrial Property (IMPI)であり、上述したように数多くの知財協定を締結している結果、知財法の内容は先進国のものと比較しても遜色がないものとなっている。

※2018年8月10日より改正法施行※

【全11頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

